

令和7年度 公文書開示状況（令和7年5月決定分）

福祉局

表の見方

＜決定区分＞について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

＜（根拠規定）条例7条＞について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。
 - 7条1号 法令秘情報
 - 7条2号 個人情報
 - 7条3号 事業活動情報
 - 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
 - 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
 - 7条6号 行政運営情報
 - 7条7号 任意提供情報
 - 7条8号 特定個人情報
 - 7条9号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 4. 23	R7. 5. 1	城北労働・福祉センター（R6）本館の外壁及び屋上等改修工事実施設計の契約にかかる成果物一式。 特に、別表2「図面内訳（標準）」に記載の図面が必要です。	21	1	1							1						（7条第4号） 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全の秩序に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局総務部総務課
2	R7. 3. 11	R7. 5. 9	令和6年（2024年）度630調査 精神病床を有する医療機関用調査票 提出調査票1から51まで、外来・リエゾン調査票及び訪問看護調査票 全病院分		1															福祉局障害者施策推進 部精神保健医療課
3	R7. 4. 28	R7. 5. 12	令和6年度厚労省または東京都が〇〇に監査における関係資料 ・厚労省が作成した書類すべて					1												福祉局生活福祉部保護 課
4	R7. 5. 1	R7. 5. 15	・ひきこもりサポートネット相談情報システム設計・開発業務委託技術審査委員会委員の委嘱について（令和6年11月11日付6福祉生地第1141号）施行文 ・ひきこもりサポートネット相談情報システム設計・開発業務委託技術審査委員会（第1回）の開催について（6福祉生地第1149号）施行文 ・ひきこもりサポートネット相談情報システム設計・開発業務委託技術審査委員会（第2回）の開催について（6福祉生地第1433号）施行文	1		1					1				1				（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条6号） 委員の所属、役職及び氏名を公にすることにより、利害関係者等からの非難や中傷、不当な圧力や干渉を受けるおそれがあり、契約に係る事務に関し、都の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため	福祉局生活福祉部地域 福祉課
5	R7. 3. 16	R7. 5. 15	「平成31年度東京都若年被害女性等支援モデル事業」に関わる3団体（〇〇、〇〇、〇〇）に関わる以下の文書及びそれに係る決裁書 ・委託契約書（変更契約含む） ・事業計画書 ・実施状況報告書 ・概算払い ・清算 ・評価委員会 ・厚生労働省報告 ・連携会議 上記の中で、変更・廃案が発生し、後日修正・差し替えた文書があればその元の文書も含む。	600		1					1	1	1		1				（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条3号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7条4号） 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 （7条6号） 公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支 援部育成支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等			
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号					
6	R7. 5. 8	R7. 5. 21	令和 7 年度高齢者施設等の防災・減災対策推進事業に係る申請予定施設一覧	1	1																		福祉局高齢者施策推進 部施設支援課
7	R7. 4. 2	R7. 5. 26	令和 3 年度東京都若年被害女性等支援事業の〇〇との委託契約において、以下に関する一切の文書。 1. 再委託先の〇〇担当者とも担当者が会合又は協議したことを具体的に摘示している文書（アポ取りメール等でも可） 2. 前項の会合における協議内容の記録（都内部で作成したメモや関係者へのメール等でも可） 3. 〇〇と〇〇の契約書 4. 前項の契約書を都の担当が閲覧、確認したことを具体的に適示している文書 5. 〇〇への再委託を都担当者が承諾した文書 なお、契約書第1条第4項により報告、協議、承諾等は書面によることとされている。 また、開示にあたっては、開示書面が請求の 1. ～5. の何れに該当するものか明らかにされたい。					1												現に保有しておらず、当該請求に関する文書は存在しない。		福祉局子供・子育て支 援部育成支援課	
8	R7. 5. 13	R7. 5. 27	保護の実施要領、医療扶助運営要領及び介護扶助運営要領の改正に係る意見（令和 5 年度及び 6 年度〇〇分） 令和 5 年度及び令和 6 年度実施要領等改正意見の「提案意見についての追加賛同」の確認について	31	1	1		1							1					（7条6号）公にすることにより、業務目的以外のメールが送信されるなど、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため		福祉局生活福祉部保護 課	
9	R7. 5. 13	R7. 5. 27	保護の実施要領、医療扶助運営要領及び介護扶助運営要領の改正に係る意見（令和 7 年度〇〇分）	5	1																		福祉局生活福祉部保護 課
10	R7. 3. 31	R7. 5. 30	〇〇が令和 7 年 3 月18日付けで都（提出先宛名は不明だが、担当課は福祉局子供・子育て支援部家庭支援課）に提出した「〇〇」事業（全体）計画書の全て。	46		1						1			1	1			（7条3号） 当該不開示部分は、プロジェクトの計画段階における事業方針や事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報のため、これを公にすることで、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。 （7条6号） 当該不開示部分は、当該法人と実施機関における連携・調整等に係る計画段階の不確定な情報であり、これを公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （7条7号） 当該計画書は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供を受けた情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため。		福祉局子供・子育て支 援部家庭支援課		
11	R7. 4. 2	R7. 5. 30	令和 5 年度東京都シルバーパス補助要綱	9	1																		福祉局高齢者施策推進 部在宅支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
12	R7. 4. 2	R7. 5. 30	令和 5 年度事業実績報告書一式	8		1					1	1	1						(7 条 2 号) 個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものであるため (7 条 3 号) ○○が今後事業実施する上での事務委託等の契約に関する情報が含まれており、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれるため (7 条 4 号) 公にすることにより、偽造等による犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局高齢者施策推進 部在宅支援課